

《 船員社会ニュース 》

◆ IBF中央交渉妥結 IBF（国際労使交渉フォーラム）協約の役割①

国際局長 池谷義之

非居住特別組合員の 労働条件・環境改善と福利厚生・教育訓練の拡充に向け！！

日本商船隊のFOC船（便宜置籍船：Flag of Convenience船）に乗り組む、外国人船員（非居住特別組合員）の賃金を決定する交渉が9月1日（水）から9月3日（金）の間に開催された

交渉は、ITF本部（英国・ロンドン）において労使対面方式、そしてコロナ禍において英国へ行けない各国からのITF加盟船員組合、船主や船員雇用会社はWeb参加方式のハイブリッド形式で行われた。

3日間の交渉において、ITF側は国際航海に従事する船員がコロナ禍の影響で長期乗船を強いられる中、その職責を全うしグローバル社会の物流を支えている船員に対する評価の必要性をベースに、昨今（交渉時）の海運市況の好況などを材料に船員への適切な還元を求めた。

他方、雇用者団体側は、コロナ禍において船主も同様に追加のコストなどの負担が発生していることや、海運市況の状況による利益は船種によってのばらつきが大きいことなどを理由に、労働側の求める賃上げ水準に合意せず、交渉は連日深夜（日本時間）に及んだ。

厳しい交渉ではあったものの、最終的には国際労使で協力しグローバル・サプライ・チェーンを維持していく必要があり、そのためには相互理解をベースとした歩み寄りが必要であるとのコンセンサス形成に至り、合意水準を見出した。

今回のIBF交渉においては、IBF中央で2022年1月1日から3%、2023年1月1日から1.5%の賃金の増額が決定され、それに伴い死亡保障や障害給付なども同様の増額を確認している。

また、ITF承認協約に定められる船主が船員の福利厚生を目的としてITFに拠出している船員支援基金（IBF Seafarers Support Fund）の会社への還付金などの増額が確認されている。

これらの確認をもとに、本組合が有する日本版IBF協約の改定に向け地域交渉が行われた。

「海員だより」